

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	コミュニティセンターの使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町コミュニティセンター条例 第5条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第37号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 町長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他センターの管理上支障があるとき</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	コミュニティセンター使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町コミュニティセンター条例 第7条第3項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第37号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料) 第7条 3 町長は、公用又は公共的事業等のため特別な事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	コミュニティセンター使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町コミュニティセンター条例 第8条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第37号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない事由によって、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 第11条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、町長が相当の事由があると認めたとき。</p> <p>第11条第3号の規定とは、「公益上又はセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。」をいう。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	コミュニティセンターの特別設備等の設置
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町コミュニティセンター条例 第10条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第37号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(特別設備等の設置)</p> <p>第10条 使用者は、その使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による特別設備等に対する損害補償は、一切行わない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	地域振興センターの使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域振興センター条例 第4条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第39号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第5条 町長は、振興センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他振興センターの管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	地域振興センター使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域振興センター条例 第6条第3項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第39号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料) 第6条 3 町長は、特に必要と認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	地域振興センター使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町地域振興センター条例 第7条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第39号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の還付)</p> <p>第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない事由によって、使用不能となったとき。</p> <p>(2) 第9条第3号の規定により使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(3) 前2号のほか、町長が相当の事由があると認めたとき。</p> <p>第9条第3号の規定とは、「公益上又は振興センターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。」をいう。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	保育料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町保育所条例 第7条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第27号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(保育料の減免)</p> <p>第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の保育料を減免することができる。</p> <p>【美幌町保育所条例施行規則】</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第10条 条例第7条に規定する保育料の減免を受けようとする保護者は、保育園保育料減免申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、次の各号のいずれかにより保育料を減免するものとする。</p> <p>(1) 保育児童の属する世帯の主たる生計維持者で、死亡又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少したもの。</p> <p>(2) 保育児童の属する世帯の主たる生計維持者で、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したもの。</p> <p>(3) 保育児童の属する世帯の主たる生計維持者で、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により、収入が著しく減少したもの。</p> <p>(4) 正当な理由(病気等)で当該月の保育日数のうち12日以上利用しなかったもの。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	保育園の入園の承諾等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町保育所条例施行規則 第5条
法令(例規)番号	平成22年美幌町条例施行規則第19号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(入園資格)</p> <p>第3条 保育園に入園できる者は、就学前の児童で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(1) 感染症又は悪質な病気で、その病気が他の児童に感染するおそれがある者</p> <p>(2) 心身が虚弱等で、集団生活に堪えられないと認められる者</p> <p>【美幌町保育所条例】 (保育の実施基準)</p> <p>第5条 保育所における保育は、児童の保護者(法第6条に規定する保護者をいう。)のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</p> <p>(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(7) 町長が認める前各号に類する状態にあること</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	季節保育所使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例 第13条第3項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第28号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料)</p> <p>第13条</p> <p>3 町長が特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>【美幌町季節保育所条例施行規則】</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第13条第3項の規定に基づき使用料を減免できる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国及び地方公共団体が使用するとき。</p> <p>(2) 社会教育団体その他公益的性格を有する団体が使用するとき。</p> <p>(3) その他町長が必要と認めるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	季節保育所保育料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例 第10条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第28号
標 準 処 理 期 間	総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 7 日
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	(保育料の還付) 第10条 既納の保育料は還付しない。ただし、町長は特別の事由があると認め たときは、その全部又は一部を還付することができる。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	季節保育所の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例 第11条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第28号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第12条 町長は、季節保育所の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他季節保育所の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	季節保育所保育料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第28号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(保育料の減免) 第9条 町長は、特別の事由があると認めるときは、前条の保育料を減免することができる。</p> <p>【美幌町季節保育所条例施行規則】 (保育料の減免) 第6条 入所児童が、正当な理由で保育を受けなかったため、保育料の減免を受けようとする保護者は、季節保育所保育料減免申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、次の各号のいずれかにより保育料を減免するものとする。 (1) 当該月の保育日数のうち、12日以上利用しなかった者については半額とする。 (2) 当該月の保育日数の全部を利用しなかった者については、全額を免除する。</p> <p>3 町長は、保育料の減免を決定したときは、季節保育所保育料減免決定通知書(様式第7号)を保護者に交付するものとする。</p> <p>審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	季節保育所使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例 第14条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第28号
標 準 処 理 期 間	総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 7 日
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	(使用料の還付) 第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認め たときは、その全部又は一部を還付することができる
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	季節保育所の入所の承諾等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町季節保育所条例施行規則 第3条
法令(例規)番号	平成22年美幌町規則第20号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>美幌町季節保育所条例 (入所の資格) 第7条 季節保育所に入所できる者は、保育に欠ける満3歳以上の幼児とする。</p> <p>審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	へき地保育所保育料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第29号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(保育料の減免)</p> <p>第9条 町長は、特別の事由があると認めるときは、前条の保育料を減免することができる。</p> <p>【美幌町へき地保育所条例施行規則】</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第6条 入所児童が、正当な理由で保育を受けなかったため、保育料の減免を受けようとする保護者は、へき地保育所保育料減免申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、次の各号のいずれかにより保育料を減免するものとする。</p> <p>(1) 当該月の保育日数のうち、12日以上利用しなかった者については半額とする。</p> <p>(2) 当該月の保育日数の全部を利用しなかった者については、全額を免除する。</p> <p>3 町長は、保育料の減免を決定したときは、へき地保育所保育料減免決定通知書(様式第7号)を保護者に交付するものとする。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	へき地保育所保育料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例 第10条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第29号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(保育料の還付)</p> <p>第10条 既納の保育料は還付しない。ただし、町長は特別の事由があると認め たときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	へき地保育所の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例 第11条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第29号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第12条 町長は、へき地保育所の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他へき地保育所の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	へき地保育所使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例 第13条第3項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第29号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料) 第13条 3 町長が特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>【美幌町へき地保育所条例施行規則】 (使用料の減免) 第9条 条例第13条第3項の規定に基づき使用料を減免できる場合は、次のとおりとする。 (1) 国及び地方公共団体が使用するとき。 (2) 社会教育団体その他公益的性格を有する団体が使用するとき。 (3) その他町長が必要と認めるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	へき地保育所使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例 第14条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第29号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の還付)</p> <p>第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認め たときは、その全部又は一部を還付することができる</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	へき地保育所の入所の承諾等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町へき地保育所条例施行規則 第3条
法令(例規)番号	平成22年美幌町規則第21号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>美幌町へき地保育所条例 (入所の資格) 第7条 へき地保育所に入所できる者は、保育に欠ける満3歳以上の幼児とする。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、満2歳児を入所させることができる。</p> <p>審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	学童保育所の利用の承認
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町学童保育所条例 第6条第1項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第32号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(利用対象学童)</p> <p>第5条 学童保育所の利用対象学童は、町内に住所を有する小学1年生から3年生までとし、かつ、保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、保護者の保護を受けられない学童とする。</p> <p>(1) 日中に居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 日中に居宅内で日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中であるか、又は出産後間もないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 町長が認める前各号に類する状態にあること。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	学童保育所保育料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町学童保育所条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第32号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(保育料の減免)</p> <p>第9条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の保育料を減免することができる。</p> <p>【美幌町学童保育所条例施行規則】</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第6条 入所児童が、正当な理由で保育を受けなかったため、保育料の減免を受けようとする保護者は、学童保育所保育料減免申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請書を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、次の各号のいずれかにより保育料を減免するものとする。</p> <p>(1) 当該月の開所日数の2分の1以上を連続して利用しなかった者については半額とする。</p> <p>(2) 当該月の開所日数の全部を利用しなかった者については、全額を免除する。</p> <p>3 町長は、保育料の減免を決定したときは、学童保育所保育料減免決定通知書(様式第7号)を保護者に交付するものとする。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	母と子の家の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町母と子の家条例 第5条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第34号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 町長は、母と子の家の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他母と子の家の管理上支障があるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	母と子の家使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町母と子の家条例 第7条第3項
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第34号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料) 第7条 3 町長が特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>【美幌町母と子の家条例施行規則】 (使用料の減免) 第3条 条例第7条第3項の規定に基づき使用料を減免できる場合は、次のとおりとする。 (1) 国及び地方公共団体が使用するとき。 (2) 社会教育団体その他公益的性格を有する団体が使用するとき。 (3) その他町長が必要と認めるとき。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	母と子の家使用料の還付
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町母と子の家条例 第8条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第34号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 業務担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認め たときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	子ども発達支援センターの使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町子ども発達支援センター条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第30号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 子ども発達支援センター担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用の制限)</p> <p>第10条 町長は、発達支援センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他発達支援センターの管理上支障があるとき。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

様式第3号(第8条関係)

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

(平成25年4月1日作成)

処 分 の 概 要	子ども発達支援センターの入所決定
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町子ども発達支援センター条例施行規則 第3条第1項
法令(例規)番号	平成22年美幌町規則第22号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 7 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 7 日</p>
所 管 部 署 名	民生部 児童支援グループ 子ども発達支援センター担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>【美幌町子ども発達支援センター条例】 (対象児童)</p> <p>第7条 発達支援センターにおいて、通園訓練を受けることができる児童は次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1) 心身に障害を有し、通園による指導が可能と認められる児童</p> <p>(2) 前号の児童のほか、町長が特に認める児童</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	